



平成 30 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 ア ク ア
(コード 1429 : 東証第 1 部)
住 所 東 京 都 港 区 港 南 2-16-2
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 村 文 隆
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 佐 藤 昌 司
(TEL 03-5463-1117)

特許無効審決の取消請求棄却に関するお知らせ

当社が、倉敷紡績株式会社を被請求人として請求しておりました特許無効審判において、特許庁は、平成 29 年 1 月、倉敷紡績株式会社の特許を無効とする審決を下しました。これに対し、倉敷紡績株式会社は審決を不服として、同年 2 月 24 日に審決の取消を求めて知的財産高等裁判所に提訴していましたが、平成 30 年 4 月 10 日、当該請求が棄却されましたので、下記のとおりお知らせ致します。

本件は、倉敷紡績株式会社は、ウレタンフォームを使用した現場発泡の吹付け工法による「断熱構造」について特許を取得し、その事実を当社の顧客や営業活動先に告知してきたことに対し、当社は当時すでに建築現場で実用化されていたとして、当該特許の無効審判を請求したものです。

知的財産高等裁判所における審理の結果、引き続き当社の主張が認められて、特許が無効であるとの判断が下ったものであります。

記

1. 無効審判における審決の内容

特許第 4919449 号の請求項 1 ないし 3 に係る発明についての特許を無効とする。
審判費用は、被請求人の負担とする。

2. 審決取消訴訟

(1) 審決取消訴訟の表示

平成 29 年 (行ケ) 第 10054 号
原告 倉敷紡績株式会社
被告 当社
審決取消請求事件

(2) 判決

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

3. 経緯

平成 27 年 11 月 26 日	当社は、倉敷紡績株式会社が平成 16 年 8 月 23 日に出願し、平成 24 年 2 月 10 日に登録を受けた上記特許第 4919449 号（発明の名称「断熱構造」）に係る発明は、出願前にすでに公知であったか又は公知の技術から容易に想到しえたとして、特許の無効審判を請求。
平成 28 年 8 月 18 日	特許庁から特許を無効とする旨の審決の予告がなされる。
平成 28 年 10 月 27 日	倉敷紡績株式会社から訂正請求書が提出される。
平成 29 年 1 月 18 日	特許庁から、倉敷紡績株式会社の訂正の請求を認める旨及び第 4919449 号の請求項 1 ないし 3 に係る発明についての特許を無効とする旨の審決が下る。
平成 29 年 2 月 24 日	倉敷紡績株式会社が、特許無効審決の取消を求めて知的財産高等裁判所に提訴。
平成 30 年 4 月 10 日	知的財産高等裁判所より、倉敷紡績株式会社の請求を棄却する旨の判決が下る。

3. 業績への影響

本件に関して、業績への影響はありません。

以上